

実践 所得税

CONTENTS

第1章 所得税の概要

1. 所得税の仕組み	2
2. 青色申告	4
3. 確定申告書の提出義務者	8
4. 非課税所得	9

第2章 各種所得の概要

1. 利子所得	14
2. 配当所得	15
3. 不動産所得	18
4. 事業所得	26
5. 給与所得	29
6. 退職所得	32
7. 山林所得	34
8. 譲渡所得	35
9. 一時所得	39
10. 雑所得	41

第3章 所得の計算

1. 配当所得の確定申告と申告不要	46
2. 不動産所得が事業的規模の場合と 事業的規模でない場合の取扱いの差異	50
3. 事業所得の総収入金額と 必要経費の実務上のポイント	51
4. 必要経費	53
5. 損益通算と損失の繰越控除	58
6. 居住用財産を譲渡した場合の特例のポイント	62
7. 譲渡所得の特例を受けた場合の譲渡所得の金額と 取得資産の取得価額の取扱い	77

第4章 所得控除

1. 雑損控除	80
2. 医療費控除	82
3. 社会保険料控除	85
4. 小規模企業共済等掛金控除	87
5. 生命保険料控除	88
6. 地震保険料控除	90
7. 寄附金控除	91
8. 障害者控除	92
9. 寡婦控除	93
10. ひとり親控除	93
11. 勤労学生控除	94
12. 配偶者控除	95

13. 配偶者特別控除	96
14. 扶養控除	97
15. 基礎控除	98

第5章 税額計算

1. 総合課税と分離課税	100
2. 平均課税計算時のポイント	102
3. 住宅借入金等特別控除	106

第6章 上場株式等の譲渡所得と確定申告

1. 上場株式等の譲渡所得と確定申告のチェックポイント	112
-----------------------------	-----

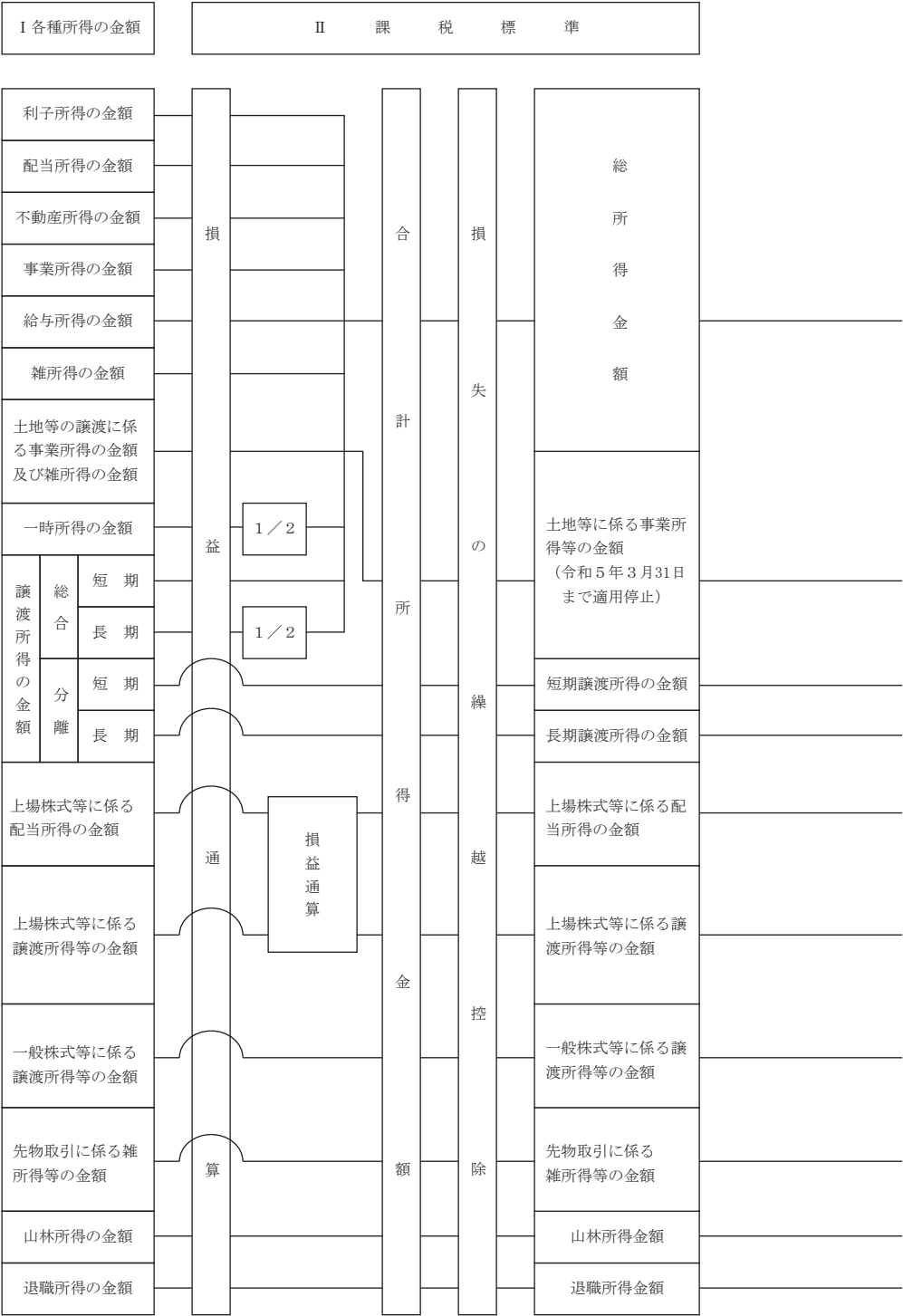
第7章 復興特別所得税

1. 復興特別所得税の概要	118
---------------	-----

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

第1章 所得税の概要

1. 所得税の仕組み



[illegible]

2. 青色申告

1. 青色申告

青色申告とは、毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて所得や税額を計算し、申告する制度です。そして、青色申告を選択できるのは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人に限定されています。したがって、給与所得しかない人は青色申告を選択することはできません。

2. 個人事業主は帳簿を作成

個人で事業をしている場合には、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告書に記載する自分の所得や税額は自分で計算しなければいけませんが、帳簿がなければ正しい計算はできません。白色申告者（青色申告を選択していない人）でもこの帳簿付けが必要になりますから、青色申告を選択していろいろな特典の恩恵を受けることが得策です。

3. 青色申告承認申請書の提出

青色申告をしたい人は、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出し、承認を受ける必要があります。

4. 提出時期

青色申告をしたい人は、「所得税の青色申告承認申請書」を青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。但し、1月16日以後に新たに業務を始めた人は、その始めた日から2ヶ月以内に提出すればよいことになっています。

5. 承認または却下

この青色申告承認申請書が提出されると税務署では青色申告を承認するか却下するかの通知をすることになっていますが、青色申告を始めたい年の12月31日までに通知がなければ承認されたことになります。通常はその通知はなく、承認されます。

6. 青色申告者の特典

青色申告者には、次のような特典があります。

- (1) 所得から青色申告特別控除額が最高で65万円控除できます。
- (2) 事業主と生計を共にしている配偶者や15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事している人に支払った給与が、労務の対価として適正であれば専従者給与として必要経費になります。
- (3) 欠損金の繰越控除（繰戻し還付）

事業所得などに損失が出て、純損失の金額があるときは、その損失額を翌年以降3年間にわたって、順次各年の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている人は、その損失額を前年の所得から控除して、既に納付している前年分の所得税を還付してもらうこともできます。

- (4) 一括評価貸倒引当金などの引当金の設定をすることができます。
- (5) 棚卸資産の評価方法に低価法を採用することができます。
- (6) 減価償却資産の償却費の特例で初年度に多額の減価償却費が計上できます。
- (7) 現金主義の選択

青色申告者で前々年分の不動産所得及び事業所得の金額（青色事業専従者給与額又は専従者控除額控除前の金額）の合計額が300万円以下である人は、現金主義による所得計算を選択することができます。この現金主義というのは、入金があった段階で収入を認識し、出金があった段階で必要経費を認識するという制度です。この現金主義を選択している場合には、貸倒損失は、現金の入出金がないので必要経費に算入しません。

なお、令和4年分から前々年分の雑所得の収入金額が300万円以下の人も現金主義の選択が可能になります。

- (8) その他

7. 青色申告特別控除

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義選択者を除きます）でこれらの所得の金額に係る取引を正規の簿記の原則に従って記帳している人は、その記録に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書と一緒に翌年3月15日までに提出する確定申告書に添付した場合には、これらの所得を通じて最高55万円の特別控除額を所得から差し引けます。なお、この55万円の控除は期限内申告が要件となっています。

なお、次に掲げる要件のいずれかを満たす人の青色申告特別控除額の最高は65万円とされます。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに（e-Tax）を使用して行うこと。

- (2) 上記（1）の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者については、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円の特別控除額を所得から差し引けます。

なお、不動産所得と事業所得の両方がある人は、それぞれについて青色申告特別控除があるわけではありません。たとえば不動産所得で55（65）万円の特別控除の適用を受けた人は事業所得についてはもう特別控除はできません。また、青色申告特別控除は、控除の順序が決められており不動産所得、事業所得、山林所得の順に控除します。

8. 青色事業専従者

所得税では、家族従業員のことを専従者といい、青色申告者の家族従業員のことを青色事業専従者といいます。

- (1) 青色事業専従者と認められるための要件

所得税で青色事業専従者と認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 事業主と生計を一にする親族であること
 - ② 満15歳以上であること（その年12月31日現在）
 - ③ 1年を通じ6ヶ月超の期間、事業主の事業に専ら従事していること
- (2) 青色事業専従者と認められるケース
- 次のような場合は、原則として青色事業専従者として認められます。
- ① 昼間は事業主の事業に従事し、夜間は大学へ通っている。
 - ② 事業主の事業が年の中途で開業したような場合で、従事可能期間の2分の1を超える期間その事業に専ら従事している。
 - ③ 結婚等の理由によりその年中を通じて生計を一にする親族として事業に従事することができなかった場合で、従事可能期間の2分の1を超える期間その事業に専ら従事している。
- (3) 青色事業専従者と認められないケース
- 次のような場合は、青色事業専従者としては認められません。
- ① 別の会社の正社員であり、土曜日と日曜日だけ仕事を手伝っている。
 - ② 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている。
 - ③ 大学生であり、夏休みの1ヵ月だけ家の手伝いをしている。
- なお、このような青色事業専従者と認められないケースで支払った給料は必要経費には計上できません。

9. 青色事業専従者給与

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した方法にしたがって、その記載されている金額の範囲内で青色事業専従者に給与の支払いをした場合には、労務の対価として相当であると認められる金額を、必要経費に算入できます。そして、青色事業専従者給与として必要経費に計上できるのは、通常の給料（月給など）と賞与に限定されています。今まで青色事業専従者として働いていた長女が結婚で仕事をやめるからといって退職金を支払ってもこの退職金は青色事業専従者給与として必要経費に計上することはできません。

10. 専従者給与を必要経費にするための手続き

- (1) 専従者給与の届出書
今年から青色事業専従者給与を必要経費にするためには、今年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出します。なお、1月16日以降に新規開業した場合には、開業日から2ヶ月以内に上記「届出書」を提出すれば開業の年から青色事業専従者給与を必要経費にすることができます。
- (2) 給与支払事務所の開設届出書
青色事業専従者に給料を支払うことにした場合には、1ヶ月以内に所轄税務署に「給与支払事務所の開設届出書」を提出します。
- (3) 給与支払いの際の源泉所得税
給与の支払いをする際には、「源泉徴収税額表」に基づいて所得税を源泉徴収します。そして、この源泉徴収した所得税は、原則として、徴収した月の翌月10日までに金融機関等で納付することになります。

(4) 納期の特例

給料の支払いを受ける人が常時 10 人未満の場合には、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して所轄税務署長の承認を受けた場合には、1 月 1 日から 6 月 30 日までに源泉徴収した所得税は 7 月 10 日までに、そして 7 月 1 日から 12 月 31 日までに源泉徴収した所得税は翌年 1 月 20 日までに納めればよいという特例があります。

なお、この納期の特例は、申請した月の翌月に源泉徴収したものから適用されますから申請した月に源泉徴収した所得税については、原則どおり翌月 10 日までに納めなくてはなりません。

11. 事業専従者控除（白色申告）

事業主が白色申告者の場合には、専ら事業に従事する生計を一にする親族に給料を支払っても必要経費には計上できません。しかし、このように、専ら事業に従事する生計を一にする親族（事業専従者）がいる場合には、次の専従者控除額を必要経費に計上することが認められます。なお、この専従者控除額は事業専従者の給料として取り扱われます。

(注) 事業専従者（白色）の要件として、「その年を通じて 6 ヶ月を超える期間事業に専ら従事していること」が必要であり、青色事業専従者のような「従事可能期間の 2 分の 1 を超える期間専ら従事すれば足りる」という例外はありません。

12. 専従者控除額（白色申告）

白色申告者の専従者控除額は次の (1) と (2) のいずれか少ない金額になります。

- (1) 50 万円（配偶者である事業専従者は 86 万円）
- (2) 1 人あたりの金額

$$\frac{\text{不動産所得の金額} + \text{事業所得の金額} + \text{山林所得の金額}}{\text{事業専従者の数} + 1}$$

なお、白色申告者が、専従者控除を受けるには、事前に届出書を提出したりする必要はなく、確定申告書の「事業専従者に関する事項」欄にその旨を記載することになります。

13. 扶養親族等の判定

青色事業専従者として給与の支払を受けている人や事業専従者となっている人は他の人の扶養親族や控除対象配偶者にはなれません。